

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条中「第38条第1項」を「第38条第1項本文」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)